

# メルマガ「運輸安全」第24号

□■□■□■□■□メルマガ「運輸安全」（H24. 10. 5. 第24号）□■□■□■□■□

~~~~（目次）~~~~  
（トピックス）

1. 新危機管理・運輸安全政策審議官の挨拶
2. 運輸安全に関する最近の動き  
○「運輸事業の安全に関するシンポジウム2011」の開催について
3. 運輸安全マネジメント評価の現場から
4. 現場だより  
○平成23年度北海道運輸局総合防災訓練を実施
5. 運輸安全取組事例の紹介  
○現業職員の自発的な安全活動の支援  
（事業者名：東武鉄道株式会社）  
○社内の情報伝達を確実に行うとともに、社内関係者において、社内の施策等に関し、より関心を持ってもらうための取組  
（事業者名：日本航空株式会社）  
○同業他社の事例を踏まえた関係法令等の遵守方法の見直し  
（事業者名：沖縄都市モノレール株式会社）  
○外部機関を活用した安全管理体制の見直し及び改善  
（事業者名：飯倉タクシー株式会社）  
○荷主、船社及び船員のコミュニケーションによる、夜間における船陸間通行時の安全確保のための取組  
（事業者名：神鋼物流株式会社）  
○運航管理部門及びグループ会社の運航管理部門・乗務員による乗船点検  
（事業者名：匿名）  
○社内情報伝達とコミュニケーションの確保に関する取組  
（事業者名：日本ガスライン株式会社）  
○重大事故等を想定した訓練の実施  
（事業者名：神戸新交通株式会社）  
○経営トップと現場間における情報共有の取組  
（事業者名：神戸新交通株式会社）  
○事故等発生時の社員対応マニュアル（必携）の整備  
（事業者名：神戸新交通株式会社）

~~~~

## 1. 新危機管理・運輸安全政策審議官の挨拶

9月16日付で当省危機管理・運輸安全政策審議官が交替いたしましたので、新危機管理・運輸安全政策審議官より、皆様にご挨拶申し上げます。

### <森雅人 新危機管理・運輸安全政策審議官>

9月16日付で危機管理・運輸安全政策審議官に就任いたしました森雅人です。

申すまでもなく、安全の確保は運輸事業・運輸行政の基本です。事故が一度発生すれば、多くの人命を奪い、深刻な怪我につながり、社会にも多大な迷惑をかけることとなります。しかしながら、事故の予防と根絶は、決して容易なことではございません。昨今においても、重大事故につながりかねない深刻なインシデントが複数発生しているところです。

ご存じのように、国土交通省では運輸の安全という課題に 대응するため、従来の安全規制や輸送システム整備を中心とした安全施策に加えて、事業者の経営トップから現場までが一丸となって安全を目指して継続的改善を行うシステムである運輸安全マネジメントを、平成18年に導入しております。

導入から既に5年が経過し、本制度も相当程度に定着してきましたが、今後、安全対策の進んでいる大手事業者のみならず中小事業者も含めて、安全意識の浸透・安全文化の構築がさらに進むよう、国土交通省として一層努力して参ります。

このメルマガやホームページ等の情報発信も充実を図りつつ、総合的な運輸安全行政の実現に全力を尽くして参りますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。



## 2. 運輸安全に関する最近の動き

### ○ 「運輸事業の安全に関するシンポジウム2011」の開催について

平成18年より毎年度、運輸安全監理官室が開催している「運輸事業の安全に関するシンポジウム」を今年度も11月28日（月）に開催いたします。

このシンポジウムは、「運輸安全マネジメント制度」の浸透・定着に向けた取組の一環として開催してきましたが、昨今はこれに加え、運輸事業者の方々が行っている日々の安全活動に対して、何らかの参考となるテーマについて有識者、運輸事業者、行政が意見交換を行い、運輸事業の安全に関する議論を深めることも目的としております。

今回のシンポジウムでは、特別講演として日本貨物鉄道株式会社の村山洋一様より「東日本大震災時の対応について」のご講演いただき、基調講演として同志社大学の太田肇教授に「認めることで“やる気”を引き出す」というテーマでご講演いただきます。その後、日本交通株式会社、オーシャントランス株式会社より自社の企業文化や安全に関する取組をご紹介いただき、基調講演及び事業者の取組紹介を踏まえた意見交換を行う予定です。

シンポジウムの登壇者、参加申込方法等は、下記サイトに掲載しております。なお、参加申込についても、下記サイトにて10月6日(木)より開始いたします。

皆様のご参加をお待ちしております。



昨年度の様子

[http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/unyuanzen\\_tk\\_000007.html](http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/unyuanzen_tk_000007.html)

### 3. 運輸安全マネジメント評価の現場から

運輸安全マネジメント評価を行っている運輸安全調査官の日々の思いや運輸安全マネジメント評価のポイント等をご紹介します。

今回は、平成20年4月に調査官として発令され、今年で調査官4年目となり、評価事業者も70社を超えた嶋田主任運輸安全調査官より、運輸安全マネジメント制度の初期から今日までの評価について述べていただきます。

#### <嶋田淳一 主任運輸安全調査官>

平成18年10月に運輸安全一括法が施行され、早5年。本省対象事業者にはすでに5回目の評価を受けた事業者もある。

評価初期(評価1回目、2回目)は当然、安全管理体制はまだ構築途上であり、事業者も安全管理規程を作成したとはいえ、それをどう実際の仕組み作りに活かしていくかを模索している段階であった。

もちろんモードによってもかなり温度差があり、法律改正前からマネジメントを法的に導入していた航空モードや外航旅客船、一部の内航海運業者はすでに会社独自のマネジメントシステムを運用しており、私の方がそのやり方を勉強しながら評価をしている状況だった。

しかし、多くの事業者はマネジメントシステムについては試行錯誤しており、特にPDCAの概念と内部監査及びマネジメントレビューの取組について戸惑いがあったようだ。



経営トップに対して、どうやって監査をするのか。これは未だに苦勞している事業者も多い。

評価も回数を重ねて2回目から3回目を受ける頃になると、事業者も運輸安全マネジメント評価がどういったものかを理解してくれるようになってきたのを肌で感じだした。最初はいくら説明しても、やっぱり保安監査に近い感覚で受けとめられていたように思う。

助言事項も必ずやらなければいけない事項と捉えられてしまうこともあった。（これは調査官として反省しなければならない点だ）

また、この制度のおかげか安全に対する経営トップの意識が否が応でもあがらざるを得ず、そのため安全部署の地位が上がり、日の目をみたという安全担当者もいた。

さて、評価も4回、5回となってくると、安全管理体制も習熟してきており仕組みもほぼ出来上がっている事業者がほとんどだ。

ただし、これからは仏を作って魂を入れる作業が残っている。実際、安全管理体制を構築していても、事故は起きているし、不安全行動をとる現場もあるのは否定できない。

安全最優先、関係法令等遵守の理念が、経営層が思っているほど現場には浸透していないケースもある。

安全意識調査をしたある事業者は、安全方針をよく理解していない割合が予想以上に多くて落胆したとの話を聞いたこともある。

これは、私見だが経営管理部門と現場とのコミュニケーションがうまくいっていないことも一つの要因だろうと思っている。

概して、上はうまくコミュニケーションは取れていると思いき、下はそれほどでもないと感じているのが現状だろう。この両者の意識の差をどう埋めるのか、また、それを評価でどう助言していくのか、自分も含めて今後の課題だと思っている。

もう一つはいかに現場の安全に対する（安全だけではないが）モチベーションを維持あるいは向上できるかがポイントであろう。

これは自動車モードでよく実施している小集団活動や表彰制度の導入もうまく活用すれば効果的だが、これも一朝一夕にできるものではない。

経営トップが率先して地道に「やる気」を持つための取組を続けていかなければ、安全管理制度の目的である「安全文化」の構築は絵に描いた餅となってしまう。

そのためにも調査官として、いかに自己研鑽を積むかが課題と言える。

そのヒントとなるのが、11月28日に開催する運輸安全マネジメントシンポジウムだ。今年は「ほめる文化、しかる文化」をテーマにいかに「やる気」を社内に浸透させられるかを議論するのだから、その内容に期待したい。

## 4. 現場だより

### ○平成23年度北海道運輸局総合防災訓練を実施

8月30日～9月5日の防災週間に合わせて9月2日（金）、3日（土）及び14日（水）の3日間、

平成23年度北海道運輸局総合防災訓練を実施しました。



まず、9月2日は固定電話や携帯電話での通信が出来ない状況を想定した衛星電話使用訓練等を実施しました。管理職を始めとして運輸局全体で51名の職員が、実際に通信等を行い衛星携帯電話の使用習熟度の向上を図るとともに、本局では停電時の通信手段としてアナログ電話の設置・使用についても訓練を行いました。

次に、休日の9月3日に、全職員を対象とした職員等安否確認訓練を実施しました。今回は携帯電話等のメールまたは通話により各課長と部下の相互連絡により、職員及び家族の安否を確認する手法を用いました。



最後に、9月14日は情報伝達・災害対策本部運営訓練を実施しました。全道の各運輸支局管内に震度6強の地震及び太平洋沿岸に津波が発生したとの想定で、関係事業者及び団体と情報伝達訓練を行うとともに、本部会議では被害状況の報告、緊急物資輸送への対応協議等を行いました。

情報伝達訓練は、昨年に引き続き主な通信媒体はより迅速な伝達を図るためメールにより実施し、各担当部署と事業者、事業者団体等との連絡体制を再確認しました。

今後は、関係機関との協力・連携をさらに深めるとともに、運輸局職員の防災意識向上を図られるよう、訓練内容の充実を進めて参る所存であります。

最後になりますが、訓練にあたりご協力いただきました各機関の皆様に対しまして心から感謝申し上げます。

## 5. 運輸安全取組事例の紹介

今回は、編集部が最近お話を伺った運輸安全取組事例を2件と地方運輸局から紹介のあった8件を掲載します。

### ○現業職員の自発的な安全活動の支援 (事業者名：東武鉄道株式会社)

現場職員の更なる安全意識の向上を図るため、現業職員が自由に安全活動を行える環境整備を整えることによって、自発的な安全性向上の取組の支援を行っています。

→詳細は <http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/List/data082.pdf>

### ○社内の情報伝達を確実に行うとともに、社内関係者において、社内の施策等に関し、より関心を持ってもらうための取組 (事業者名：日本航空株式会社)

既存の会議体にて検討されている課題に対する社内関係者の把握・関心度を向上させるため、各会議の議論を客観的に再確認し、あらためて関係者に対して伝達する取組を行っています。

→詳細は <http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/List/data081.pdf>

○同業他社の事例を踏まえた関係法令等の遵守方法の見直し

(事業者名：沖縄都市モノレール株式会社)

関係法令等の遵守の徹底を図るため、同業他社で発生した事例を踏まえ、運転士の視機能の具体的な管理手順の見直しを行っています。

→詳細は <http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/List/data085.pdf>

○外部機関を活用した安全管理体制の見直し及び改善

(事業者名：飯倉タクシー株式会社)

職員が自主的・主体的に安全対策の取組を行えるように、外部機関を活用し、運輸安全マネジメントを導入し、全社員一丸となって取り組むための意識改革を行い、安全管理体制の見直し及び改善を図っております。

→詳細は <http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/List/data084.pdf>

○荷主、船社及び船員のコミュニケーションによる、夜間における船陸間通行時の安全確保のための取組

(事業者名：神鋼物流株式会社)

乗組員の更なる安全確保を図るため、船員の提案を取り入れた公共埠頭等に着積する際の転落時における救済対策を実施しています。

→詳細は <http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/List/data083.pdf>

○運航管理部門及びグループ会社の運航管理部門・乗務員による乗船点検

(事業者名：匿名)

現場教育の充実及び安全確保の推進を図るため、毎年、運航管理部門が乗船した「自主訓練航海」を実施しています。

→詳細は <http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/List/data080.pdf>

○社内情報伝達とコミュニケーションの確保に関する取組

(事業者名：日本ガスライン株式会社)

安全性の向上を図るため、輸送の安全に関する情報を社内で縦断的かつ横断的に共有しています。

→詳細は <http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/List/data079.pdf>

○重大事故等を想定した訓練の実施

(事業者名：神戸新交通株式会社)

全社員が連携し、人命救助を優先とした迅速かつ確かな初動対応ができるよう対応能力の向上を図るとともに、異常時における併発事故防止と早期復旧、事故防止意欲の高揚を目的とした訓練を行っています。

→詳細は <http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/List/data078.pdf>

○経営トップと現場間における情報共有の取組 (事業者名：神戸新交通株式会社)

情報を全社的に共有する体制を構築するため、経営トップと現場との直接対話の場の設定、定期的な安全ニュースの発行などを行っています。

→詳細は <http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/List/data077.pdf>

○事故等発生時の社員対応マニュアル（必携）の整備

（事業者名：神戸新交通株式会社）

事故等発生時の迅速な初動体制を確立するため、社員の招集基準、連絡先等を明記した社員必携の対応マニュアルを整備しています。

→詳細は <http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/List/data076.pdf>